

貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	円	〔負債の部〕	円
流 動 資 産	1,546,058,173	流 動 負 債	546,746,818
現金及び預金	12,290,020	買掛金	233,895,457
売掛金	440,475,658	未払金	20,067,437
未収入金	1,461,952	未払費用	211,551,272
貯蔵品	12,963,720	未払法人税等	281,200
前払費用	10,738,309	未払消費税等	39,796,900
預け金	1,066,406,036	前受収益	4,386,800
立替金	1,701,478	預り金	7,789,432
その他	21,000	賞与引当金	28,978,320
固 定 資 産	212,260,595	固 定 負 債	463,789,191
有形固定資産	12,656,487	預り保証金	300,000
建物	958,083	退職給付引当金	463,489,191
工具器具備品	11,698,404		
無形固定資産	8,410,593	負債合計	1,010,536,009
ソフトウェア	7,241,701	〔純資産の部〕	
電話加入権	1,051,392	株 主 資 本	747,782,759
その他	117,500	資 本 金	50,000,000
投資その他の資産	191,193,515	資 本 剰 余 金	20,000,000
長期前払費用	298,958	その他資本剰余金	20,000,000
差入保証金	220,000	利 益 剰 余 金	677,782,759
敷金	15,363,420	利益準備金	12,500,000
繰延税金資産	175,311,137	その他利益剰余金	665,282,759
その他	128,625	繰越利益剰余金	665,282,759
貸倒引当金	△128,625	純資産合計	747,782,759
資 産 合 計	1,758,318,768	負債・純資産合計	1,758,318,768

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品 最終仕入原価法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

.....定額法

その他.....定率法

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用)・・・社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他.....定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

委託契約に基づき、顧客が管理運営する施設の警備業務を行っております。これらは日常反復的な業務であり、履行義務が時の経過に応じて充足されると判断されることから、契約期間にわたり毎月均等で収益を認識しております。

一方、単一業務の出来高・臨時による契約については、顧客との間で個別に履行義務を認識しており、当該役務の提供により当該サービスに対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

阪急阪神ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度の適用を受けております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

当期純利益

6,128,818円